

《 御遺族の方へ 》

亡くなられたときに必要なおもな手続は次のとおりです。

■ 年金の手続について

項目	手続のしかた・手続が必要な方	手続に必要なもの	窓口	内線
年金	(加入されていた方) 死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の裁定請求が必要になる方がいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳（年金証書） ・印鑑 ・その他関係書類添付の必要があります。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	別館1階 14番	292 ・ 293
	(受給されていた方) 年金受給権者死亡届の提出又は未支給年金の請求が必要です。			
	厚生年金 (加入されていた方・受給されていた方) 小樽年金事務所（富岡1丁目9番6号 ☎65-5002）へお問い合わせください。			
共済年金 (加入されていた方・受給されていた方) 各共済組合へお問い合わせください。				

■ 健康保険、後期高齢者医療、介護保険等の手続について

項目	必要な手続	手続のしかた・手続が必要な方	手続に必要なもの	窓口	内線
国民健康保険	喪失手続	資格喪失届（窓口に配備）の提出、保険証の返還が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・印鑑 	別館1階 15番	289
	葬祭費申請	国民健康保険の被保険者が死亡されて、葬儀を行った場合、喪主の方が手続をしてください	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・喪主の振込先通帳 ・印鑑 		290 291
後期高齢者医療	高額療養費等申請	後期高齢者医療の被保険者が死亡された場合は相続人による高額療養費等の申請が必要となることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・印鑑 ・相続人の振込先通帳 	別館1階 19番	312
	葬祭費申請	後期高齢者医療の被保険者が死亡されて、葬儀を行った場合、喪主又は施主が手続をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・印鑑 ・会葬礼状又は葬儀会社等の領収書 ・喪主又は施主の振込先通帳 		
介護保険	喪失手続	65歳以上の方又は40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた方が死亡された場合、介護保険被保険者証を返還してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 	別館1階 10番	454

※社会保険、健康保険組合、共済組合に加入されていた方

- ・事業所を管轄する全国健康保険協会（協会けんぽ）、各健康保険組合、各共済組合へ直接お問い合わせください。

小樽市役所
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
代表電話 0134-32-4111